

下野市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 下野市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が住民主体の地域福祉の推進を図るため、下野市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定することを目的とし、下野市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を本会の会長に報告する。

- (1) 活動計画の策定に関すること。
- (2) その他、活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、20人以内をもって組織する。

2 委員は、下野市が策定する地域福祉計画との整合性を図るため、下野市地域福祉計画策定委員会を充てることとし、本会の会長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告を終えたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、本会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

(初回会議の招集)

- 2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。